

12. 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別	五 庁						
	米 国		E P O		中 華 人 民 共 和 国		
経 費	2014.1.1		2016.4.1		2012.12.27		
最 低 必 要 費 用	出 願 料	US\$ 280	(¥28,560)	紙 € 210 (¥23,940)	電子 € 120 (¥13,680)	900 元	(¥13,500)
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願料付加分</li> <li>・ 超過ページ料 (100頁を超える場合) US\$400/50頁</li> <li>・ 3項を超える独立クレーム US\$420/項</li> <li>・ 20項を超えるクレーム US\$80/項</li> <li>・ 多項従属クレームがある場合 US\$780</li> <li>・ 紙出願料 (加算) US\$400</li> <li>・ サーチ料 US\$600</li> <li>・ 審査料 US\$720</li> <li>・ 公開手数料 無料</li> <li>・ 特許発行料 US\$960</li> <li>・ 期間延長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1ヵ月目 : US\$200</li> <li>2ヵ月目 : US\$600</li> <li>3ヵ月目 : US\$1,400</li> <li>4ヵ月目 : US\$2,200</li> <li>5ヵ月目 : US\$3,000</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願料付加分</li> <li>・ 上記出願料は35頁まで。超過ページ料 € 15/頁 (35頁を超える場合)</li> <li>・ クレーム料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16~50項まで € 235/項</li> <li>・ 50項を超えるクレーム € 585/項</li> </ul> </li> <li>・ 調査料 € 1,300</li> <li>・ 指定料 € 585</li> <li>・ 審査請求料 € 1,635</li> <li>・ 特許付与 (35頁まで) € 925</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願料付加分                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31頁から300頁まで 50元/頁</li> <li>・ 300頁を超える場合 100元/頁</li> </ul> </li> <li>・ 10項を超えるクレーム 150元/項</li> <li>・ 優先権主張 80元/件</li> <li>・ 公開料 50元</li> <li>・ 審査請求料 2,500元</li> <li>・ 特許登録料 255元</li> <li>・ 出願維持年金 *1 300元</li> </ul>	
年 金 ( 特 許 料 等 )	登録された年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		
	第1年				900 元	(¥13,500)	
	第2年				900 元	(¥13,500)	
	第3年			€ 470 (¥53,580)	900 元	(¥13,500)	
	第4年			€ 585 (¥66,690)	1,200 元	(¥18,000)	
	第5年	3年6ヶ月以内に US\$1,600	(¥163,200)	€ 820 (¥93,480)	1,200 元	(¥18,000)	
	第6年			€ 1,050 (¥119,700)	1,200 元	(¥18,000)	
	第7年			€ 1,165 (¥132,810)	2,000 元	(¥30,000)	
	第8年			€ 1,280 (¥145,920)	2,000 元	(¥30,000)	
	第9年	7年6ヶ月以内に US\$3,600	(¥367,200)	€ 1,395 (¥159,030)	2,000 元	(¥30,000)	
	第10年			€ 1,575 (¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)	
	第11年			€ 1,575 (¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)	
	第12年			€ 1,575 (¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)	
	第13年	11年6ヶ月以内に US\$7,400	(¥754,800)	€ 1,575 (¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)	
	第14年			€ 1,575 (¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)	
	第15年			€ 1,575 (¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)	
	第16年			€ 1,575 (¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)	
	第17年			€ 1,575 (¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)	
	第18年			€ 1,575 (¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)	
	第19年			€ 1,575 (¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)	
	第20年			€ 1,575 (¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)	
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
第25年							
特許権 存続期間	出願日から20年*1		出願日から20年		出願日から20年		
通貨換算率	US\$1: ¥102		€1: ¥114		1元: ¥15		
備 考	<p>※小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額 (但し電子出願の出願料は75%減額)。極小規模事業体については上記の料金を75%減額 (但し紙出願料は50%減額)。</p> <p>※納付すべき料金額は納付日現在に適用されている金額となる。なお、料金改定は毎年行われる可能性があるため納付すべき料金額について留意すること。</p> <p>*1: 1995年6月8日前的出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。</p>		<p>※上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。</p>		<p>※公開料は出願時に納付しなければならない。</p> <p>*1: 出願維持年金は2010年2月以降不要となった。</p>		

















国 別	その他				
	台 湾		香 港		
経 費	2014. 11. 6		2013. 12. 13		
出 願 料	紙	NT\$ 3,500	(¥11,353)	HK\$ 380	(¥5,000)
	電子	NT\$ 2,900	(¥9,406)		
最 低 必 要 費 用	審査請求料	NT\$7,000		(上記のHK\$380は、指定特許出願の登録請求料に相当する)	
	・超過ページ料 (必要図面、明細書が50頁を超える場合)	NT\$500/50頁			
そ の 他	・10項を超えるクレーム	NT\$800/項		・登録請求の公告料	HK\$68
	・特許発行料	NT\$1,000		・指定特許の登録及び標準特許付与請求料	HK\$380
				・上記請求の公告料	HK\$68
				・標準特許出願の出願維持の手数料*1	HK\$270/年
年 金 ( 特 許 料 等 )	公告された年を第1年目とする		指定特許出願年を第1年度とする		
	第1年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第2年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第3年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第4年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第5年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第6年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第7年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第8年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第9年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第10年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第11年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第12年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第13年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第14年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第15年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第16年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第17年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第18年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第19年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第20年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第21年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第22年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第23年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第24年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第25年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
特許権 存続期間	出願日から20年		指定特許出願日から20年		
通 貨 換 算 率	NT\$100: ¥324.36		HK\$1: ¥13.16		
備 考	特許権者が個人、学校、中小企業等である場合第1～3年の各年金をNT\$17000に、第4～6年の各年金をNT\$3800に減額することを要求できる。		※上記は標準特許取得時にかかる費用。 *1:出願から5年を経過しても特許が付与されないときは、特許付与までの間、毎年上記の出願維持年金を納付しなければならない。		

(資料) 特許庁「平成28年度外国産業財産権侵害対策等支援事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考) 注1:一部の料金については、施行日より前に適用になっているものもあります。

注2:表中の通貨の換算率は、平成28年10月20日付「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ウェブサイト)によります。

注3:情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁まで御連絡下さいませようお願い申し上げます。

なお、本情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負う事ができませんので予め御了承願います。

問合せ先: 国際協力課